

参考

区内の旅館業に関する規制の見直しの骨子案について

1 規制見直しの背景

本区においては、住宅宿泊事業、いわゆる民泊については営業日を週末に制限するなど営業に関する規制をしており、施設数に大きな増減はない。一方、旅館業に関しては国の規制緩和やポストコロナの観光需要の増加を背景に、戸建て住宅や集合住宅の1室を利用した小規模宿泊施設の営業が増加し、周辺住民の生活環境に影響を及ぼす事案が生じている。

2 区内における旅館業の現状

年度	総施設数	新規許可数	廃業数	苦情件数
令和6年度	239	81	4	59
令和5年度	162	41	5	53
令和4年度	126	13	9	73
令和3年度	122	6	12	8
令和2年度	128	14	14	7
平成31年度	128	44	4	25
平成30年度	88	32	4	21
平成29年度	60	6	1	26

3 本区の対応

本年10月に学識経験者（都市計画関係、法律関係）、区関係所管（保健所、地域振興、環境清掃、都市整備）、消防署、観光協会から構成される「江東区旅館業に関する規制のあり方検討委員会」を設置し、今後の区内旅館業の規制の方向性を検討している。

4 規制見直しの骨子案

これまで、10月9日、11月6日の2回、委員会を開催し、地域の生活環境確保の観点から、規制見直しの方向性を検討してきた。

検討結果を踏まえた、規制見直しの骨子は以下の通り。

(1) 目的および基本理念の明文化

旅館業法の目的である旅館業の業務の適正な運営や旅館業の健全な発達、宿泊者や区民への安心・安全の確保という観点を踏まえ、条例の目的を明確化する。併せて、地域の生活環境との調和や地域コミュニティの活性化の視点を加えた基本理念を定める。

(2) 営業従事者等の勤務体制の整備

現状では営業者の遵守事項として、宿泊者の滞在時間内における、営業従事者等による徒歩にておおむね10分程度の駆け付け体制を認めているが、災害時や緊急時のより迅速な対応のため、施設内への常駐を義務化する。

(3) 周辺との調整に関する規定の整備

営業者は、開設予定の旅館・ホテル等が公道に接していない場合、公道から施設に至る土地の使用に関して、所有者や管理者と事前に調整する規定を新設する。

(4) 施設管理体制の整備〔既存施設にも遡及適用〕

既存営業施設も対象に加え、施設への連絡先の掲示、毎日の管理状況の確認および記録の保管を義務化する。

(5) 他法令の遵守に関する規定の整備

施設の運営にあたり必要な法令に違反することなく、施設の適正な管理に努めることを営業者の遵守事項として規定する。

(6) 施設常駐義務違反に対する規定の整備

施設常駐義務の違反者には、措置命令を経たうえで罰則規定（5万円以下の過料）を設ける。

5 参考

第1回検討委員および第2回検討委員会の資料、会議録は区ホームページ参照。

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月1日～12月19日 区民への意見募集

令和7年12月25日 第3回検討委員会（改正条例案の内容を決定）

令和8年3月 区議会に改正条例案を提出

令和8年7月1日 改正条例を施行